



News Letter

仙台市成年後見総合センターだより

Vol.4

R6/6/18 発行

【発行元】仙台市成年後見総合センター（運営：仙台市社会福祉協議会）
〒980-0022 仙台市青葉区五橋二丁目 12-2 仙台市福祉プラザ 7 階
TEL:022-223-2118 / FAX:022-213-6457

☆所長よりこあいさつ

日頃より、本センター運営にご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

本センターは、昨年度から国の成年後見制度利用促進計画に基づく権利擁護支援の地域連携ネットワークの「中核機関」機能を市より受託し、弁護士・司法書士等専門職の方々との連携による新たな事業を展開してまいりました。今年度も、法的な専門知識を要する案件を対象とする相談対応や支援チームへの助言、研修などの事業を、より充実した内容で実施いたしますので、関係機関の皆さまにおかれましては、積極的にこれらの事業を活用いただければ幸いです。今年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

仙台市成年後見総合センター 所長 穴戸 充

☆本センター事業のごあんない

～相談支援機関のみなさんにとってのお役立ち情報を ai ちゃんが後犬ちゃんに聞いてくれました～



ai ちゃん ※1

「権利擁護チーム支援会議」ってなあに？

センターではご本人や後見人、親族、福祉・医療、地域等の関係者による**チーム支援**を推進していて、そのチームを支援するための会議だよ。**弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職**が出席してくれて、ご本人の**意思決定**や**権利擁護**の視点から専門的な助言を受けることができるよ。必要に応じて、**ご本人が住む地域**で開催するケア会議等へ、ケースの課題に応じた**専門職を派遣**することもできるんだ。



後犬ちゃん ※2



そのほかに、後見制度の相談対応中、**悩んだり、困ったりしたときに利用**できるものはないかなあ？

弁護士、司法書士、社会福祉士へ**直接相談ができる機会**を定期的にかけているよ。「知的障がいの方が相続人になったので、後見制度が必要か？」とか、「家族からの搾取疑いがある方に対する支援方針について」などの相談に対して、**法的な視点や本人の権利を重視**したアドバイスをしてもらえるんだよ。



ぜひ、利用してみたいね！**利用したいときは**どうすればいいの？

まずはセンターへ**電話**で相談してみるといいよ。今年度からは『**相談支援機関専用エントリーシート**』もできたみたいだよ！情報整理やアセスメントのためのツールとして活用できる様式になっているんだ。詳しくは、**仙台市成年後見総合センターのホームページ**をみてみてね。



～HPはこちらから～



※1 ai ちゃん(あいちゃん)・・・仙台市社会福祉協議会地域福祉活動計画せんだい ai プランのマスコット

※2 後犬ちゃん(こうけんちゃん)・・・厚生労働省 成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はやわかり」のマスコット

☆福祉関係者向け研修開催のご案内

成年後見制度や権利擁護支援を必要とする方が必要な時に必要な支援につながるができるように、市内の福祉・医療の相談支援に係る各関係機関（保健福祉センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、福祉施設、病院など）を対象とした研修を下記の日程で実施いたします。

お楽しみ
にね♪♪



【第1回】令和6年8月29日（木）午後1時30分～午後15時15分 WEB形式
「任意後見制度について」（予定）

【第2回】令和6年12月18日（水）午後1時30分～午後16時30分 参集形式（予定）

※詳細につきましては、電子メール等にてご案内します（仙台市社協ホームページにも掲載予定です）。

☆市民後見人の継続研修を実施しました！

市民後見人はご本人の思いや話をよくききながら、きめ細やかな活動を行っている点が特徴です。

本会は、各行政機関や各専門職団体（弁護士会や司法書士会、社会福祉士会等）の協力を得ながら、市民後見人の監督業務を担い、市民後見人の活動を全面的にサポートして、市民後見人の活動の信頼性を高めています。

令和6年5月末現在、その名簿登録者は25名おり、うち12名の方が市民後見人として受任し、活動を行なっています。

継続研修は名簿登録者を対象に、後見活動のフォローアップ研修として、年3回（第1回は司法との連携）実施しています。

※市民後見人も成年後見人等の候補者となれます。詳細は本センターにお問い合わせください。



（継続研修の様子）

★市民後見人とは

市民後見人とは、「弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者」（日本成年後見法学会）です。

本市では、本センターが開催する所定の養成講座修了後、仙台市社協に名簿登録された方で、且つ家庭裁判所により成年後見人等に選任された方となります。

☆権利擁護、成年後見制度に係るご相談をお受けします

◆ 仙台市成年後見総合センター 窓口のご案内 ◆

【受付時間】 月曜～金曜：午前9時～午後5時
（祝日・年末年始を除く）

【電話番号】 022-223-2118

【対象】 仙台市内在住の方

- 当事者の方に限らず、関係機関の方々からのご相談もお受けしています。
- 成年後見制度の概要や手続き、必要性等について、一緒に考え、アドバイスいたします。
- 必要に応じ、地域包括支援センター等と連携して、対応いたします。
- 本センターが必要と判断した場合、後見人等候補者の推薦を行ないます。
- 法的な問題など、専門的な相談に応じられる様、「専門職アドバイザー」を配置しています。

まずは、お電話で
お問い合わせください。



●成年後見制度はご本人の権利をまもる制度です。
●ご本人に必要な支援と一緒に考えて下さる、身近な支援者との連携が不可欠ですので、皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

職員紹介

今年度は以下3名の相談員が相談対応を行なっております。ご相談内容を皆様と一緒に考え、皆様と一緒に解決できるように連携していきたくと考えておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

★柴田 一史(しばた かずひと)

★坂本 紀子(さかもと のりこ)

★阿部 洋子(あべ ようこ)

